

函館市監査公表第8号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年8月17日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 浜 野 幸 子

函館市監査委員 斉 藤 佐知子

函 企 画

令和5年(2023年)7月26日

函館市監査委員 様

函館市長 大 泉 潤

令和4年度(2022年度)包括外部監査の結果に基づく
措置の通知について

令和5年(2023年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

別紙

令和4年度（2022年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名 公有財産等に関する事務の執行および管理の状況について）

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
企画部 計画調整課 総務部 文書法制課 観光部 観光企画課 土木部 公園河川 管理課	<p>土地の有効活用について（公共用 施設用地：旧市立病院跡地他）</p> <p>当該土地については、平成25年 度末の土地開発基金の廃止により、 関連部局へ所管が変わっただけであ り有効活用しているとは言えない状 況である。</p> <p>当時の指摘事項にもあるとおり有 用性の見地から活用方法を抜本的に 見直すべきである。</p>	54	<p>当該土地は、平成12年12月に定めた 「市立函館病院跡地利用の基本方針」にお いて、総合博物館の建設予定地として位置 づけられているが、当面は市の財政状況を 勘案し、芝生を張った市民の憩える広場や 観光バスの駐車場として整備し、敷地内に ある旧市立函館病院診療棟別館は本庁舎外 の書庫として活用している状況である。</p> <p>現在、教育委員会が（仮称）総合ミュー ジアムの整備に向け検討を進めており、建 設地については白紙であるが、今後の検討 結果によっては、改めて当該土地の活用の 方向性について検討を行う予定である。</p>